

海防論

今の世のならいでは、外国船の入港は長崎に限られており、別の港へ入港することはまったくくないと思われている。……今、長崎に嚴重に大砲たいほうを備えているけれども、（江戸の入口にあたる）安房あわや相模さがみの港にはその備えがない。このことはたいへん疑問である。よく考えてみれば、江戸の日本橋から、中国・オランダまで境のない水路でつながっている。それなのに、江戸の防衛に備えないで長崎だけを防備するのはなぜだろうか。

（『海国兵談』）

異国船打払令(無一念打払令)

もともとイギリスに限らず、南蛮・西洋の国々は、日本で禁止している邪教しやきやうのキリスト教国であるから、今後どこの海辺の村においても外国船が乗り寄せてきたことを発見したならば、その場に居あわせた人びとで、有無をいわさずただちに打ち払いなさい。逃げた時には追跡船を出す必要はなく、そのままにしておいてよいが、もし、強引に上陸したならば、捕縛し、または打ち殺してもかまわない。……迷うことなく打ち払うことを心がけ、時機をのがさないように処置

することが大切であるので、油断することのないよう申しつける。

(『御触書天保集成』)

株仲間の解散

今後、積問屋仲間の株札かぶだはもちろん無効とし、また、問屋仲間とか、組合くみあいなどと唱えてはならない。この点は、これまで上方から菱垣廻船で積んできた品々はもちろん、どの国から送られて来た品々についても、仲間に加入していない者でも誰でも、問屋を通さず直接江戸市中へと販売することは自由である。また諸大名などの専売品やその他すべて、江戸に送られてくる品物を、問屋だけでなく、大名(藩邸)に出入りする商人が直接受け取り、市中で売りさばくことも、これま

た自由とする。

(『江戸町触集成』)

本多利明の貿易論

日本は海で囲まれた国であるから、と渡海かい・運送・交易は、もともと将軍がつとめるべき職務の中でも第一の国務であり、万国ばんこくへ船を派遣して、日本に必要な産物、金・銀・銅を手に入れて輸入し、国力を充実させることは海国の備えとして当然の方法である。

（『経世秘策』）



富嶽三十六景①凱風快晴(がいふうかいせい)

葛飾北斎が描いた風景版画で、富士山をテーマに36図にまとめられたが、好評にこたえて10図追加された。ここでは「凱風快晴」など10図を紹介する。



☒ 全画面モード

(教科書名入る) p.160

富嶽三十六景

YJHA110200
提供元：東京国立博物館 (ColBase)

日米修好通商条約

第三条 下田・箱館港のほか、つぎに記す場所を左の期日より開港する。

神奈川……一八五九年七月四日

長崎……右と同じ

新潟……一八六〇年一月一日

兵庫……一八六三年一月一日

……神奈川港を開いた六カ月後に下田港は閉鎖することとする。この第三条の中に記載した各地においてはアメリカ

カ人に居住を許可する。…日米双方の国民は、品物を売
買することはすべてさしつかえない。その貿易の仕方につ
いては日本の役人は干渉しない。

第四条 日本で輸出入する品物はすべて、別冊の通り(別に
つくる「貿易章程」しやうていの規定通り)日本の役所へ関税をおさ
める。

第六条 日本人に対し罪を犯したアメリカ人は、アメリカ領
事裁判所において取調べの上、アメリカの法律によって処
罰する。アメリカ人に対して罪を犯した日本人は、日本の

役人が取調べた上で、日本の法律によって処罰する。

（『大日本古文書 幕末外国関係文書』）

王政復古の大号令(慶応三年十二月九日)

内大臣徳川慶喜よしのぶがこれまで天皇から御委任されていた政権を返上し、將軍職を辞退したいという二つの申し出を、(天皇は)このたびきっぱりとお聞き入れになられた。それにしても、嘉永六(一八五三年)のペリー来航以来、いまだかつてなかった国難こくなんが続き、先の孝明天皇こつめいてんが毎年大御心おほみこころを悩ませられていた事情は人びとの知るところである。そこで明治天皇はお考えを決められて、王政復古、国威回復こくゐの御基本を確立されたので、今からは摂政せつしょう・関白かんぱく・幕府などを廃止し、

ただちにまず仮そうざいに総裁そうざい・議定ぎじょう・参与さんよの三職をおかれ、天下の政治をおこなわれることになった。すべて神武天皇じんむが建国の業を始められたのにもとづき、公卿くぎょう・武家ぶけ・殿上人てんじょうびと・一般人の区別なく正当な論議をつくし、国民の喜びと悲しみとともにされるお考えなので、それぞれが努力し、従来のおごり怠けた悪習を洗い流し、忠義をつくして国に報いる誠の心をもって奉公するようにせよ。

(『法令全書』)

五箇条の誓文

- 一、広く会議を開いて、すべての重要な政務は人びとの意見をまとめて決定すべきである。
- 一、上の者も下の者も心を一つにして、経済や財政を発展させて国をおさめよ。
- 一、公家・武家が一体となって庶民にいたるまで、各自の意思を大切にし、人びとの心があきないようにする必要がある。
- 一、昔からの悪い習慣をやめ、万国公法(国際法)によって開

国和親するなど世界の常識に従うこと。

- 一、知識を世界に求め、天皇の政治をさかんにならなければならない。

(『法令全書』)

民撰議院設立の建白書

私どもが謹んで現在政権がどこにあるかを考えてみますと、上は皇室にもなく、下は人民にもなく、ただ官僚に独占されています。……法律・命令があまりにも多く、朝出ては夕方には改まるありさまで、政治は私情によつてなされ、賞罰はその人に対する愛憎で決まり、言論の道がふさがれ、困苦のありさまを訴えることもできません。……私どもは愛国の心をおさえることができませぬ。そこでこれを救う方法をたずね求めてみましたが、ただ天下の世論をさかんにするほ

かはありません。天下の世論をさかんにするには、民撰議院を立てるしかありません。すなわち、官僚の権力を制限しえてこそ、上下の者が安全と幸福を受けることができるでしょう。つぎにこの事情を述べましょう。そもそも人民の中で政府に対し租税を払う義務をもつ者は、同時にその政府のことに関知し、その是非を論ずる権利をもっています。

(『日新真事誌』)

徴兵告諭

およそ天地の間にあるもので一つとして税のかからないものはない。その税を国費にあてる。したがって、人間たるものは全能力をささげて国に報いるべきである。西洋人はこれを血税けつぜいとよぶ。その生血で国に報いるという意味である。

(『法令全書』)

学事奨励に関する太政官布告(被仰出書)

学問は身を立てる資本ともいふべきものであつて、人間たるもの、誰が学ばないでよいということがあろうか。……今からのち一般の人民(華族・士族・農工商および婦女子)についてはすべての村で子どもを学校へ行かせない家があつてはならず、家に学校へ行かない人がないようにしたい。人の父兄たる者はよくこの趣意を認識して、子弟を愛育する気持ちを厚くし、子弟を必ず学校に通わせるようにしなくてはならない。

(『法令全書』)

保安条例

第四条 皇居（しうきよ）や天皇が旅に出た時に宿舎とするところから

三里（一二キロメートル）以内に住む者や他の家に身を寄せる者で、内乱をたくらんだり、人をそそのかしたり、治安を乱す恐れがあると認められる時は、警視総監か府県の知事は内務大臣の承認を受け、期日・時間を決めて退去することを命じ、最大で三年間、その場所に入入りしたり、他家へ身を寄せたり、住むことを禁止することができる。

（『官報』号外、明治二十年十二月二十五日）

大日本帝国憲法

第一条 大日本帝国は万世ばんせい一系いつけいの天皇が統治する。

第三条 天皇は神聖しんせい不可侵ふかしんで責任を追求されない。

第四条 天皇は国家の元首げんしゅとして統治権を掌握し、この憲法の条文によって統治する。

第十一条 天皇は陸・海軍の最高指揮権をもつ。

第二十九条 日本臣民は法律の範囲内において、言論・著作・

印刷・発行・集会・結社の自由をもつ。

第三十三条 帝国議会は貴族院と衆議院の両院で成立する。

第五十五条 国務大臣は天皇を補佐し、責任を負う。

第五十七条 司法権は天皇の名において、法律によって裁判所がおこなう。

尾崎行雄の議会演説

桂首相などは、口を開けばいつも「忠君・愛国が大切である」といって、まるで忠君愛国は自分たちのみでおこなっているようにいってはいるけれども、その行動を見てみれば、いつも天皇の蔭に隠れて、政敵を攻撃しているような挙動ばかりをとっている。(拍手がおこる)桂首相らは天皇を防御壁のようにし、天皇の詔勅しよくちよくを弾丸のようにうち出して政敵を打倒しようとしているのではないか、……また、桂首相が内閣総理大臣という立場を利用して政党を組織しようとして

いることは、桂首相がいかに我々の憲法を軽く見て、その憲法にもとづいて政治をおこなうということを理解していないかということがわかる。

(『官報』号外、帝国議会衆議院議事速記録)

二十一条の要求

第一号 ……第一条 中国政府は、ドイツが山東省さんとうしやうに関して条約などによって中国に対してもっていたすべての権利・利益を譲り渡すなどの処分について、日本政府がドイツ国政府と協定するすべての事項を承認することを約束する。

第二号 日本政府と中国政府は、中国政府が南満洲みなみまんしやう・東部内蒙古とうないもうちやうにおいて日本国が他国より優越した地位を占めていることを承認したことを受けて、ここに左のような条

項を締結した。

第一条 両締約国は、旅順りよしゆん・大連たいれんの租借期限そしやくと南満洲鉄道・安奉線あんほうせんの両鉄道の租借期限を、さらに九九年延長することを約束する。

第五号 一、中国の中央政府に政治・財政および軍事顧問として有力な日本人を雇い入れること。

(『日本外交年表並主要文書』)

吉野作造の民本主義

民本主義という文字は、日本語としてきわめて新しい使用例である。以前は、民主主義という語で一般的に表現されていたようである。時には、民衆主義とか、平民主義とかいわれていたこともある。しかし、民主主義というと、社会主義をめざす社会民主党などという場合があるように、「国家の主権は人民にある」という危険な学説と混同されやすい。…この民主主義という言葉は今日の政治や法律などの学問上では、少なくとも二つの異なった意味に使われているよう

である。一つは「国家の主権は法理論上、人民にある」という意味であり、もう一つは「国家の主権の活動の基本的目標は政治上人民にあるべきだ」という意味に使用されている。この第二の意味に使用される時、我々はこれを民本主義と訳すのである。

（『中央公論』一九一六（大正五）年一月号）

治安維持法

第一条 (天皇制の)国家体制を変え改め、または、私有財産制度を否定するという目的のために、政治結社^{けっしや}を組織し、または、そのような目的の結社だという事情を知っていないから加入した者は、一〇年以下の期限で、懲役^{ちやうえき}か禁錮^{きんこ}とする。

(『官報』)

NHK for School

八幡製鉄所



この資料は上の画像をクリックして遷移先の外部サイトで参照してください

(教科書名入る) p.214

八幡製鉄所

YJHE103100
提供元：NHK for School

NHK for School

円高・円安とは？



この資料は上の画像をクリックして遷移先の外部サイトで参照してください

(教科書名入る) p.234

円高・円安とは？

YJHE103200

提供元：NHK for School

国家総動員法

第一条 本法律において国家総動員とは、戦時（戦争に準じる事変^{じへん}の場合も含む、以下も同じ）に際して、国防目的を達成するため、国の全力をもっとも有効に發揮できるように、人的資源や物的資源を統制・運用することをいう。

第四条 政府は戦時に際して、国家総動員上必要ある時は、勅令^{ちよくれい}が定めるところにより、帝国の臣民^{しんみん}を強制的に動員して、総動員の業務に従事させることができる。

第八条 政府は戦時に際して、国家総動員上必要ある時は、

勅令が定めるところにより、総動員物資の生産、修理、配給、譲渡やその他の処分、使用、消費、所持、移動に関して必要な命令をおこなうことができる。

第二十条 政府は戦時に際して、国家総動員上必要ある時は、勅令が定めるところにより、新聞紙その他の出版物の掲載を制限・禁止することができる。

（『官報』）

ポツダム宣言

六 我々(連合国)は無責任な軍国主義が世界より追い払われるまでは、平和、安全および正義のある新秩序ができあがらないと主張しているので、日本国の国民をだまし、国民を世界征服に動員しようとし、その誤りを犯させた者の権力や勢力は、永久に取り除かれなければならない。

八 「カイロ」宣言の条項は実行されなければならない。日本の主権は、本州、北海道、九州および四国と、連合国が決定する諸小島に局限きよくげんされる。

十 我々(連合国)は日本人を民族として奴隷どれいのようにし、また日本国民を滅亡させようとする意志をもってはいないが、我々(連合国)の捕虜ほりよを虐待ぎやくたいした者を含むすべての戦争犯罪人に対しては、厳重な処罰を加えることとする。日本国政府は日本国民の間に民主主義的傾向が復活・強化するためのすべての障害を取り除くこととする。言論・宗教・思想の自由、ならびに基本的人権の尊重は確立される。

十三 我々(連合国)は日本国政府がただちにすべての日本国軍隊の無条件降伏を宣言し、そのような行動における日

本国政府の誠意について適当で十分な保障を提供することを日本政府に要求する。無条件降伏以外の日本国の選択はすみやかで完全なる日本国の壊滅だけである。

（『日本外交年表並主要文書』）